

国民健康保険税の税率・税額・賦課限度額を改正

子育て世帯への経済的支援を拡充するため、令和8年度から新たに「子ども分」（子ども・子育て支援納付金分）の徴収が始まることに伴い、表1のとおり税率・税額・賦課限度額を改正しました。

(表1)

	医療分		後期分		介護分		子ども分	
	令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比	令和8年度	前年度比
所得割	6.8%	—	3.1%	—	2.6%	—	0.2%	新設
均等割	26,500円	—	14,500円	—	13,600円	—	1,200円※	新設
平等割	21,000円	—	—	—	—	—	—	—
賦課限度額	67万円	+1万円	26万円	—	17万円	—	3万円	新設

※18歳を迎える年度末までの方は「子ども分均等割」が全額免除されます。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の軽減判定所得

低所得世帯に対する軽減が表2のとおり改正となります。低所得世帯に対する軽減は、前年の所得の申告がないと適用されません。収入がない場合でも必ず申告をお願いします。

(表2)

軽減割合	軽減判定所得
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正しました。

※国民健康保険税については、特定同一世帯所属者（世帯内で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一世帯に属する方）の数を含みます。

・5割軽減：改正前30.5万円→改正後31万円　・2割軽減：改正前56万円→改正後57万円

令和8年度保険税（料）決定通知の発送時期について

国民健康保険税は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に送付します。決定額は、同封の保険税（料）決定通知書をご確認ください。

特別徴収（年金天引き）について

前年度から特別徴収（年金天引き）が継続している方は、「令和8年2月の年金から天引きされた保険税額」が4・6・8月の年金からも天引きされます。その後、10月・12月・令和9年2月の年金で、年税額の残額分が天引きされるため、年度途中で天引き金額に増減が生じる場合があります。

日本年金機構からのはがき（年金振込通知書）には、10月・12月・令和9年2月の年金で天引きされる保険税額にも「令和8年2月の年金から天引きされた保険税額」が参考として反映されているため、町からの通知とはがきに記載の天引き金額が異なる場合があります。

正確な保険税額を確認したい場合は、町からの通知を確認してください。